渋谷区再生可能エネルギー由来電力調達
仕様書

１．概　要

（１）件名

渋谷区の区有施設で使用する再生可能エネルギー由来100％電力供給業務

（２）需要場所

別紙２に掲げる施設及びこれに附属する施設

２．仕　様

（１）需要場所ごとの情報

予定契約電力、使用電力量等は別紙に掲げるとおり

（２）需給期間

別紙１のとおり

（３）需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

（４）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

（５）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（６）供給条件

次のア、イ及びウの条件を満たすこと。

ア　供給電力は再生可能エネルギー由来の環境価値証書※を付与した電力とする。

※FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、グリーン電力証書等

イ　供給電力のメニューごとの調整後排出係数※は０．０００００００ｔ－ＣＯ２／ｋＷｈとすること。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

ウ　供給メニューが、環境省及び経済産業省が公表する最新の「電気事業者別排出係数」に掲載されている登録メニューである場合は、供給条件を満たしていることを確認できる書類の提出を不要とする。なお、上記に該当しない場合は、供給条件を遵守していることを示す書類を提出すること。

（７）供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（８）検針日及び計量日

ア　検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ　計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位

は、１kWhとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

３．電気料金の算定方法等

（１）電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア　**単価固定型契約**

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６を合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約期間中は月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３　燃料費調整額および市場価格調整額

各月の燃料費調整額は、みなし小売電気事業者が現に適用する算定諸元又は過去に公表し適用していた算定諸元（以下「旧算定諸元」という。）に基づき算出するものとする。受注者が独自に設定した算定諸元は認めない。また、燃料費調整額の算定において、市場価格連動プランに係る算定諸元又はこれと同様に日本卸電力取引所（JEPX）等の卸電力市場価格の変動を反映する算定諸元は採用できない。いずれの場合も、基準燃料価格に上限を設けることを要しない。市場価格調整額を設定する場合は、みなし小売電気事業者が現に適用する算定諸元又は旧算定諸元に基づき算出するものとする。ただし、市場価格連動プランに係る算定諸元および算定方法は採用できない。各月の市場価格調整単価は、採用する算定諸元および算定方法に基づき算出される単価を上限とする。市場価格調整額は、燃料費調整額と区分して算定するものとする。 契約期間中に採用した算定諸元又は算定方法の改定が生じる場合は、事前に発注者と協議し、その取扱いを定めるものとする。 燃料費調整額を請求しない場合は、燃料費調整額に関する規定を適用しない。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生するときは、これを電力量料金に含めるものとする。

①－４　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合についても、契約期間内において単価変更は認めない。なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、契約期間内において単価変更は認めない。

①－５　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－６　国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、 国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

イ　単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

ウ　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

（２）　電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、３０分値が確認できるＷＥＢページの提供及び、ＷＥＢページへアクセスするためのＩＤ、パスワードを発行すること。

（３）　電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ　請求書様式は任意とするが、宛名は区長名、請求日付、請求者の氏名及び住所、請求金額、請求内容、振込先口座を必ず記載し、押印は省略できるものとする。

ウ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子媒体によりその旨を通知するとともに、発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法により請求書及び利用明細を交付するものとする。なお、請求書は施設毎に分けるものとし、施設担当課がWEBページより確認が行えるものとする。

４．入札金額算出方法

（１）単価固定型契約

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④燃料費調整単価または市場価格調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

⑤容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適用される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者

から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦入札金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

５．受注者の留意事項

（１）　検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

（２）　緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

（３）　使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

（４）取次店

電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

（５）支払方法

支払方法は、別紙１にて発注者が指定する方法によるものとする。

６．重要事項

（１）受注者（候補者を含む。）は、次のアからセに掲げる事項について留意しなければならない。

ア　該当地域の送配電事業者が定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ　協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ　受注者は、省庁、広域自治体又は基礎自治体のいずれかに対し、直近１年以上の電力供給実績を有すること。また、当該電力供給実績については、供給先名称及び契約件名、供給期間を記載した書類を、見積書提出時に併せて任意様式により提出するものとする。

エ　落札者名を区ホームページで公表する可能性があることについて予め了承すること。

オ　契約時に、渋谷区・受注者・エナーバンク間において、受注者がエネオク利用による選定であることを証する「確認書」を交わすこと。なお、「確認書」は別紙６のとおり渋谷区が用意するものを使用する。

カ　別紙３渋谷区情報セキュリティポリシー遵守事項、別紙４個人情報保護及び管理に関する特記事項及び別紙５物品供給単価契約書契約条項を遵守すること。

キ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当し

ないこと。

ク　渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成９年３月２７日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。

ケ　渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成２５年１１月２５日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

コ　直近３年以内に債務超過・会社更生法の適用になっていないこと。

サ　渋谷区指定金融機関であるみずほ銀行と口座振替事務取扱契約の締結が必要となる。

シ　確認書締結後、速やかに口座振替に関する資料を各所管課へ提出し、２月上旬までに口座振替手続きを完了するよう努めること。

ス　契約の更新については、渋谷区再生可能エネルギー由来電力調達仕様書、別紙１から別紙７までを踏襲するものとし、更新に当たり、燃料費等調整額の算定諸元の改定に係る措置及び容量拠出金の取り扱いについては事前に協議の上変更することができる。

セ　本件は、令和９年度予算の成立を前提とした準備行為であり、リバースオークションの結果選定された事業者を契約候補事業者とするものであるが、予算が成立しない場合には、契約の効力を生じないものである。

（２）その他

力率の変動その他の要因による電気料金の調整については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給等約款、みなし小売電気事業者の供給条件及び受注者の標準供給約款等を参考として、発注者及び受注者が協議のうえ別途定める。

以　上